



定期第 4 8 3 号 令和 4 年 8 月 2 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 6	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 0 7	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
5 0 8	同	同
5 0 9	公共測量を実施する旨の通知があった件	同
5 1 0	同	同
5 1 1	同	同
5 1 2	道路の区域を変更する件	道路整備課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 0	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
7 1	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
7 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

徳島県告示第五百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社安藤・間 新居見トンネル作業所

住 所 小松島市中郷町字西野一―三〇 小松島共同福祉施設内

代表者 所長 岩田 義弘

2 工場又は事業場

名 称 令和三―六年度 横断道新居見トンネル工事

所在地 小松島市新居見町字柳内地内

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年八月二日から

令和四年八月二十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び小松島市市民環境部市民生活課

徳島県告示第五百七号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（防災対策地域水準測量）	海部郡牟岐町 海部郡美波町 海部郡海陽町	令和四年八月一日から 令和五年二月二十八日まで

徳島県告示第五百八号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（電子基準点現地調査）	阿南市 勝浦郡勝浦町 那賀郡那賀町 海部 郡美波町 海部郡海陽 町 名東郡佐那河内村	令和四年八月一日から 令和五年二月二十八日まで

徳島県告示第五百九号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡海陽町久保地内	令和四年六月十五日から 令和四年十二月九日まで

徳島県告示第五百十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡海陽町久保地内	令和四年六月二十四日から 令和四年十二月二十三日まで

徳島県告示第五百十一号

徳島地方法務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市中常三島町一丁目及び二丁目、南常三島町一丁目、二丁目及び三丁目、助任橋一丁目、二丁目及び三丁目、助任本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、中前川町一丁目、北前川町一丁目並びに下助任町一丁目及び二丁目の各全部並びに北常三島町一丁目及び二丁目、中常三島町三丁目、助任橋四丁目、北前川町二丁目並びに中吉野町一丁目及び二丁目の各一部	令和四年七月十九日から 令和五年二月二十八日まで

徳島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 2		整理 番号
山		路線名
同	同	区 間
		三好市西祖谷山村善徳九番六地先
新	旧	新旧 の別
九・五〇・五	九・五〇・五	敷地の幅員 (メートル)
五二・四	五二・四	延長 (メートル)
		六・二一三・三
		四九・六

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年八月二日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党 徳島県石油販売業支部	藤川 禎造	小林 敬治	徳島市西船場町三丁目九・一		令和四年 六月十三日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
近藤さとる後援会	近藤 諭	近藤 早苗	名西郡石井町石井字石井五三八 ・一五	令和四年 三月十八日
篠原たかし後援会	篠原 尚志	東城 千春	美馬郡つるぎ町貞光字長瀬六八 ・一	令和四年 七月十一日
坂口せいじ後援会	坂口 誠治	高原 雄大	鳴門市撫養町南浜字蛭子前西一 三九・七	令和四年 七月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名		異動事項				異動の内容		異動年月日
							新	旧	
自由民主党	宮浦武夫	宮浦武夫	代表者の氏名	代表者の氏名	真鍋俊明	真鍋俊明	島勝伸一	令和四年六月七日	
徳島県ちんたい支部	宮浦武夫	宮浦武夫	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	徳島市庄町一丁目二三	徳島市北田宮一丁目一・五	島勝伸一	令和四年六月七日	
自由民主党	真鍋俊明	真鍋俊明	代表者の氏名	代表者の氏名	正木 孝	中川 晶夫	向井 秀行	令和四年六月七日	
徳島県郵政政治連盟支部	真鍋俊明	真鍋俊明	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	三好市池田町大利込五・三	鳴門市鳴門町高島字山路一六七	向井 秀行	令和四年六月七日	
自由民主党	清水哲也	清水哲也	代表者の氏名	代表者の氏名	田中純子	天満啓仁	天満啓仁	令和四年六月八日	
徳島県宅建支部	清水哲也	清水哲也	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	田中純子	天満啓仁	天満啓仁	令和四年六月八日	
自由民主党	宮佐俊昭	宮佐俊昭	代表者の氏名	代表者の氏名	清重眞理	近藤敏彦	近藤敏彦	令和四年六月十九日	
徳島県薬剤師支部	宮佐俊昭	宮佐俊昭	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	清重眞理	近藤敏彦	近藤敏彦	令和四年六月十九日	

二
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容		異動年月日						
主たる事務所の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	氏名					
美馬市医師連盟		徳島県警備業連盟	山下秀夫	徳島県宅建政治連盟	清水哲也	吉野川市医師連盟	美馬紀章	徳島県支部	全国LPガス政治連盟	中川正道				
木下雅俊		山下秀夫		清水哲也		美馬紀章		中川正道						
美馬市美馬町字喜来市二	木下学	木下雅俊	梶本尚賢	山下秀夫	田中純子	鈴木直紀	美馬紀章	中川正道		新				
美馬市美馬町字沼田七五番	木下雅俊	谷口博美	山下秀夫	五島寛治	天満啓仁	矢田健一郎	岡田哲	宮崎一成		旧				
	令和四年六月二十一日		令和四年六月三日		令和四年六月八日		令和四年五月二十六日		令和四年五月二十六日					

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年八月二日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石井をよくするみんなの会	松尾誠作	令和四年三月二十一日